

【2025年度改訂版】

入園のしおり

(重要事項説明書)



社会福祉法人 聖救主福祉会

まこと保育園

東京都江東区冬木16-7

TEL 03-3641-1428 FAX 03-3641-1024

まこと保育園へようこそ！

ご入園、おめでとうございます。

期待と不安に胸ふくらませて、お子さんは初めて「保育園」という新しい社会に仲間入りですね。

これからのお子さんにとって、楽しく実りの多いものとなりますよう、ご家庭と保育園とが一緒に力を合わせてまいりましょう！



重要事項説明

(2022年4月1日現在)

目次

1 施設の目的及び運営の方針	条例 20条(1)関係	1
1-1 施設の目的		1
1-2 事業者について		1
1-3 保育の理念・方針・目標		2
1-4 保育の特色		4
1-5 保育園の概要	条例 20条(3),(6)関係	4
2 提供する保育内容	条例 20条(2)関係	6
2-1 保育園での生活		7
(0歳児)		7
(1歳児)		9
(2歳児)		11
(3~5歳児)		13
2-2 年間行事		16
3 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日		17
3-1 保育時間・休園日等	条例 20条(4)関係	17
3-2 延長保育について		17
4 保育料その他の費用の種類、支払い方法	条例 20条(5)関係	18
4-1 保育に要する諸費用と納入方法		18
5 施設の利用の開始及び終了、その他利用に当たっての留意事項		18
5-1 利用に当たっての留意事項	条例 20条(7)関係	18

重要事項説明

6 緊急時における対応方法・非常災害対策	条例 20 条(8),(9)関係	19
6-1 保育園の安全対策・危機管理		19
6-2 非常災害時の対応について		20
7 虐待防止のための措置に関する重要事項	条例 20 条(10)関係	21
7-1 虐待防止のための措置に関する重要事項		21
8 その他、施設の運営に関する重要事項	条例 20 条(11)関係	21
8-1 入園時にお渡しする書類、ご提出いただく書類など		21
8-2 送り迎え・お休みについて		22
8-3 保育園での健康管理		23
8-4 病気・ケガについて		23
8-5 給食		25
8-6 個人情報の保護		26
8-7 ご意見・ご要望・苦情対応窓口		27
8-8 〈参考〉主な学校感染症一覧		28
8-9 インフルエンザ、コロナ出席停止期間早見表		30



重要事項説明

1 施設の目的及び運営の方針

1.1 施設の目的

まこと保育園は児童福祉法 24 条に基づき、地域における児童福祉、殊に乳幼児を健やかに育成するための保育事業を、キリスト教の精神に則って行います。

1.2 事業者について

○経営主体

名 称	社会福祉法人 聖救主福祉会
代表者氏名	理事長 高瀬 祐二
法人所在地	東京都江東区冬木16-7
法人電話番号	03-3641-1428
法人創立年月日	1979 年(昭和 54 年)2 月 27 日
創設者	司祭 ヨハネ鈴木 勉(1932~1995 没)



○聖救主福祉会の理念

[理 念]

私たち聖救主福祉会は、キリスト教の神の愛のうちに、すべての人をかけがえのない存在として尊重し、仕え、喜びを共にしつつ、共に生きる人々に奉仕します。

[基本方針]

私たちは、子どもからお年寄りまでが喜びをもって集う場を作り、質の高いサービスの提供を通して地域の人々のために事業を進めます。

[行動指針]

- ☆子どもひとり一人の個性・能力を尊重し、豊かな人間性をはぐくみます。
- ☆ご利用者ひとり一人の尊厳を守り、充実した人生の日々を支えます。
- ☆ここに集う人々と共に学び、共に成長します。

(2016 年 7 月 25 日 理事会にて改訂)

重要事項説明

○沿革

国際児童年の1979年に開園したまこと保育園は、隣接する日本聖公会「聖救主教会」が母体である社会福祉法人「聖救主福祉会」が経営する保育所です。聖救主教会、まこと地域センター、キッズスクール(幼稚園)と共に「まことファミリー」として、地域福祉の向上を願い、人々の善き隣人となるべく、尽力してまいりました。

時代に応じた社会のニーズにこたえ、早くから長時間延長保育、0才児の受け入れ、地域の小学生を含む子どもたちの健全育成などの体制をとってきました。そして同時に何よりも子ども達がたくましく、人間らしく、授かった生命の力によって、伸び伸びと、より幸せに育っていくことを願ってきました。保育内容も、時代に先駆けて年齢別一斉保育から、縦わり子ども主導型を導入し、早30年。経験と試行錯誤を重ねながら、子どもにとって良い環境とは何か、大切な体験とは何かを、子どもの姿から学びつつ模索を続けています。

近年は、地域の様相も昔ながらの下町住宅街からマンション、オフィスの立ち並ぶ街へと変わってきており、その中で子どもの育ちを知らないがために困難にぶつかっている子育て、支えがないがための辛い子育てに悩み苦しむ若い母親や、友だち集団がない子どもたち、友達と遊ぶ時間のない多忙な小学生たちが増えました。そうした社会背景により、今後は従来の保育機能に加え、健全な子どもたちが育っていくよう、地域の子育て支援の役割をも担っていくことがより一層求められており、ニーズに応えるべく力を尽くしてまいりたいと存じます。

尚、1997年に当法人の特別養護老人ホーム「愛の園」建築申請に許可があり、1999年4月、保育所との合築のまこと地域総合センターが完成し、当保育所も定員を新たに新園舎にて開所し、現在に至っております。

1.3 保育園の理念・方針・目標

○保育園設立の理念



—キリスト教の価値観に基く保育—

●「今このときが楽しい！」ことが大切!!

神さまから頂いた『生命(いのち)』。

咲く花の違う“種”的ように、ひとつひとつの生命(いのち)に与えられた大切な個性。

重要事項説明

「自分であること」に安心できるように。
「那人」をまるごと受け止められるように。
そんな風にお互いに認めあえる時に「平和」が生まれます。
命の力が導くまま「やりたいことを」「やりたいように」「やりたいだけ」。
夢中な日々を積み重ね、その先に大きな成長があります。「楽しい!!」ことが何より大切！
…そこから生まれる自信と喜びは、伸び伸びと育つ力をさらに引き出すゆたかな畑のようなもの。
そして人は困難にあっても、ちゃんとひとつずつ乗り越えていくことができます。
子どもも大人も、親も保育者も、私達ひとりひとりが、かかわる様々な人との関係の中で支え合い、成長しあい、それぞれの花を美しく咲かせることができればと願い、その実現を目指し、まこと保育園は次のような方針をもって歩み続けています。

○保育の方針

いろいろな人の中で育つ保育



● 両親や保育者も共に育つ保育

子どもは、大人の思惑通りには育たないもの！
子どもには子どもの筋道とやり方があり、大きな「生命(いのち)の力」に導かれ、自分でまっすぐ育っていくことができます。大人も子どもの姿から生命の力を発見し、あらためて学ぶことがたくさん！そんな相互関係の中でこそ、伸びやかに育っていきます。
ご両親にも、日々の対話はもちろんのこと、様々な園行事にもぜひ参加して頂き、子ども達のいきいきとした笑顔と成長していく姿をご一緒に見守りながら、共に育ちあう楽しさを分かち合って参りたいと願っています。

● 地域の人と共に歩む保育

管理された環境である保育所の中でだけでなく、地域のお年寄りや小・中学生、親子連れ等との自由なふれあいがある中での保育を目指します。様々な人とのかかわりの体験は、子ども達の「人を受け入れる力」「人を見る力」「人とかかわる力」(=「人間力」)を育み、これから社会に出て、自分の足で一步づつ進んで行くときの「たくましい力」となるでしょう。

● 世界の人々と共に歩む保育

「人はひとりひとりみんな違う」ということを理解し、尊重しあえることはとっても大きな力です。
年齢や性格、持ち味も皆違う、顔立ちも声も体格も誰ひとり同じ人はなく、生まれ育った国が違って

重要事項説明

も、言葉や肌や髪の色・習慣が違っても、同じ人間としてふれあえる感性は幼児期にこそ身に付くもの。自分に誇りを持ち、グローバルな視点で人々と手を携えて歩む力となるのは、乳幼児期に育つ「基本的自己信頼」です。園生活の中で、色々な人の中で、お互いを認め合える豊かな自己を育ててほしいと願っています。

○保育の目標

- 豊かな好奇心、意欲あふれる生き生きした子ども
- 多様性を受けとめ、お互いに支えあえる子ども



1.4 保育の特色

- キリスト教の価値観に基づいた保育を行っています。
その一環として、モンテッソーリ教育理念を取り入れています。
- 自由保育の体制を取っています。
- 赤ちゃんがハイハイを始めるようになるとオムツを外し、普通のパンツを履きます。
- 3~5才児は異年齢混合クラスです。
- 併設の高齢施設、小学生との交流があります。
- 卒園生、地域ぐるみの行事があります。



1.5 保育園の概要

名 称	社会福祉法人 聖救主福祉会 まこと保育園
所在地	東京都江東区冬木16-7
TEL/FAX 番号	TEL 03-3641-1428 FAX 03-3641-1024
事業認可年月日	1979年 5月 28日
施設長	中川信枝 (2014. 4 就任)
嘱託医	名越 廉 (清澄白河こどもクリニック)
嘱託歯科医	小林勇太 (小林デンタルクリニック)

重要事項説明

入園定員（年齢別）

・0歳児	12名	・1歳児	15名	・2歳児	18名	
・3歳児	18名	・4歳児	18名	・5歳児	18名	合計 99名

入園受け入れ対象 0歳児（生後57日目から）～就学前までの乳幼児

職員

・施設長	1名	・主任保育士	1名	・看護師	1名
・保育士	24名～	・栄養士・調理員	4名	・事務員	2名
・その他非常勤職員	(心理相談員 1名ほか)				
・チャプレン(施設付き牧師)	1名				

クラス編成・職員配置

(都の配置基準)		当園配置数
さくらんぼ組	: 0才児(12名)	4名
いちご組	: 1才児(15名)	3名
もも組	: 2才児(18名)	3名
つき組 (3・4・5歳児:27名)		3名～
ほし組 (3・4・5歳児:27名)		3名～
どんぐり組 (一時的保育:13名)	2名	3名～



重要事項説明

園舎の見取り図



重要事項説明

2 提供する保育の内容

【 保育観 】

子どもってどんな存在なの！？

一まこと保育園ではこう考えています—

子どもは教えられて育つのではなく
自分の体験を通して自分で育つ力を
生命(神さま)から授かっています。

ひとりとして同じ子どもではなく、
神さまから違った賜物を授かっている子どもたち。

自分がたったひとりの「かけがえのない自分であること」と、
誰もがたったひとりの「かけがえのないその人であること」を知って、
たったひとつの人生を喜んで、幸せに歩んでほしいから。

その土台づくりのお手伝いをしたいと思います。

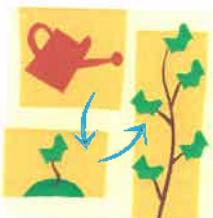


男女の間にまさに神さまから授かる『生命(いのち)』。

こうして生命を与えられて赤ちゃんは生まれてきました！この自然から与えられた『生命』には、生まれてから死ぬまでの発達のプログラムがすでに組み込まれています。そのプログラムは、ひとりひとり速さもやり方も違うけれど、たった一つの衝動にしたがってすすむように自然の力で計画されています。

その衝動とは、『自立を求める(育つ)』こと。自立は、依存と反対の状態で、自分の行動や自分の精神状態を自分で決め自分で支える、つまり自分の幸せは自分で決めること、言いかえれば自由であることです。

そしてその自立した人間同士が心通わせ寄り添い合えることは成熟した真の幸せであり、人生の醍醐味。そしてそれを求めるのが人の究極でしょう。人間は、生まれた瞬間からそれぞれのライフステージ（乳児期・幼児期・児童期・思春期・青年期・成熟期・老年期）の発達の特徴に合わせて成長の形を変えながら、その段階が求める「自立」を追い続けるもの、そして深まりながら生涯成長しつづける存在としてプログラムされています。そしてどの『生命』にも、それだけのパワーがちゃんと湧き出てくるように備えられているのです。



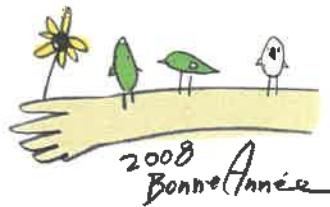
重要事項説明

では乳幼児期の段階の子ども達が求める「自立」への発達課題は何でしょうか。
愛する「この子」のために、私たち親や保育者は何をしてあげられるのでしょうか。

乳児期の子どもたちの自然からの宿題は、まずは『自分』の存在そのものに安心し信頼すること。そして周囲の大人が温かく受け入れ見守ってくれることで、自分の目の前にある未知のもの・未知のことについていく！と好奇心や意欲が沸いてきます。どんなことも「やってみよう！」と無意識に一步を踏み出すことのできる前向きなこころ…それが「自己信頼」であり、この乳幼児期に育む大切な基礎というべきものです。この自己信頼に支えられ日常生活の中で出会うできごとに果敢にぶつかりながら、つまずいても何度も起き上がりへこたれずに乗り越えていく中で自分の『やり方』を身につけていきます。それは「三才の魂百まで」といわれるよう、その後も続く自分の人生において、様々な場面でその問題をどうとらえ、どう取組み、どう乗り越えていくかという時の自分の『やり方』として影響を与え続けるもの。大きさなようですが子どもたちは…いえ、赤ちゃんたちは「その人の生き方の姿勢」を、この乳幼児期に身につけようとしているのです。

どうやって？…それは自分で実際にやってみること(体験)。
教えられるものではなく、やらせられるものでもなく、「やる気になって」やってみてそこから自分で学びしていくものです。ですから、まことに保育園では自分でやってみる体験をとても大切にし、意欲と好奇心をもって活動する(遊ぶ)子ども達を見守り、その子らしく学びとていて欲しいと願っています。

『その子らしく』！… ともすると「先生」の好みや「親」の理想に翻弄されてしまう危険性のある「その子らしさ」をしっかりと受けとめてあげられる視点をみがきたいと、私達保育者も、子どもと共に学んでいきたいと思っています。日々お忙しいお父さまも、お母さまも、お子さんの
健やかな成長のために、と一緒に支えあってまいりましょう。



2.1 保育園での生活



さくらんぼ組（0歳児）

産休明けよりお預かりしています。赤ちゃんは、ひとりひとり発達段階がとても違いますので、それぞれの生活リズムに合わせた保育をしています。

赤ちゃんの感情は、はじめは快か不快かから始まります。

「泣くこと」や「ご機嫌な笑顔」が赤ちゃんの主張であり、表現なので、それをひとつずつ受けとめてあげるのがこの時期の大人的役目。赤ちゃんにとって、自発的なアプローチを受けとめもらうという体験のくりかえしは、心と身体の成長のためのもっとも大切な栄養です。



こうして、存在を無条件に受けとめもらい、愛をいっぱい注いでもらって安心して育っていく中で、好奇心が芽生え、それに呼応するように「ハイハイ」が始まります。赤ちゃんはハイハイが大好き！何か面白そうなものを見つけると、そこに向かってスタスタ…今度はこっちへ…黙々と何かをやっている

重要事項説明

と思ったらティッシュを食べていた…、とか。なんでも口に入れて確かめるこの時期、目も離せませんね。食事も手づかみで「自分で」やろうとし始めます。こうしてハイハイを駆使しながら色々なことに挑戦している間に、いつのまにか、次の「立つ」「歩く」という大仕事のために必要な知力・筋力・体力・バランス etc の準備が整っているのだから本当にふしぎです！

まこと保育園では、ハイハイが十分できるよう、歩きはじめの赤ちゃんが、たくさん歩けるよう、探索活動が思う存分できるよう、広いスペースを用意し、なるべく動きやすいように、早い時期におむつをはずしています。

●1日の流れ

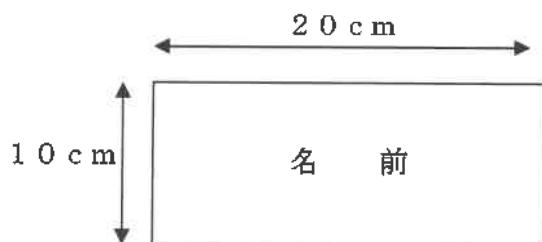
時間	保育内容
7：15～	随時登園 受け入れ・視診 自由遊び 保育室・テラス・散歩
10：45	昼食（低月齢児～） 午睡
14：30	目覚め
15：00	おやつ～自由遊び
18：15	随時降園
～19：15	1歳誕生日以降延長保育あり



♦ 用意していただくもの（さくらんぼ組）

- ・敷布団カバー（120×73）※希望により専用カバーを1,000円で購入することもできます。
- ・タオルケット（5月ごろ～10月ごろ）
- ・ベビー毛布
- ・おねしょマット（防水マット）

※各カバーには、わかりやすいように、下記の大きさの名前を左上につけてください。



重要事項說明

◆ 洋服、身の回りのものについて

- ・持ち物、洋服などすべてのものにお名前を書いてください。
 - ・着替え：パンツ、肌着、ズボン、上衣
 - ・食事用エプロン…巾着袋(17cm×17cm)に入れてください。
 - ・ランドリーバッグ…大きめのものをご用意ください。
 - ・外ぐつ、散歩用リュック、パジャマ…持ってくる時期は個々にお知らせします。
 - ・哺乳瓶…消毒の都合上、プラスチックは不可です。
 - ・乳首…同上の理由で、ゴム製は不可、シリコン製のものをご用意ください。



いちご組（1歳児）

好奇心いっぱいの1才児。自由に歩けるようになり、その世界が一段と広がります。見るものすべてが目新しく、さわらざにはいられないというこの時期。大人から見るといたずら盛りで、ティッシュをからっぽにされたり、化粧台を荒らされたり、引出しひっぱり出すわ、蛇口をひねって水はジャージャー出すわ……怖いものなしの無法者！でもこのいたずらも、子どもたちの動きをよく見ると、ほとんどが大人のしていることの模倣であり、自分も一人前であること、自分も自分でやってみたいこと、参加したいことの現われです。そして、今の自分の能力にちょうど良い、身につけなければいけない能力にぴったりの作業(たとえば、ティッシュ引っ張る、何でも投げる、穴に落とす、指を入れる、坂を走り下りる…etc、etc)を、ちゃんと生活の中から発見し、何度もくりかえしくりかえし取り組んでいます。そして、この時期の子ども達のもう一つの大きな特徴は、「イヤイヤマン」。

ことあるごとに「いや！」「自分で！」と大人を困惑させる子ども達。対応に困るこの行動も、実は子ども達の「自立(自律)」のためのとても重要なポイント！

周囲に「自分の主張」「自分でやること」を認めてもらうことは、まずは必要なことをきちんと要求できること。そのためには自分で自分を認める(自己肯定感)が育っていることがこと不可欠です。身近な大人に尊重されて初めて、子どもたちは自分を「よし」とすることができるのです。これらは自然から与えられた成長・発達のための彼らの大切な大切な「お仕事」!!



重要事項説明

必要なだけ十分にやらせてあげたいですね。

何故なら、のちのち人生を前向きに生きていぐ力の原点だからです。

そう、今育たなければいけないとっても大切なものが、この「好奇心」・「意欲」なのです。

園生活ではこの好奇心の芽生え、まねっこしたい！自分で！という意欲を大切にして生活習慣も伝えていきます。たとえば「オマルに座ること」や「手を洗うこと」「着替え」など。

同じリズムや一定の動作の繰り返しが大好きなこの時期、その特性を生かして楽しく身につけています。そして「できるようになる」ことがひとつずつ自信にもつながっていきます。

まわりのお友達やおとなにも興味・関心をもちはじめ、じっと見ていたり、そろそろとアプローチをしてみたり、それぞれの反応を確かめ合い楽しみ始める時期でもあり、何やらわからない言葉で会話を交わし笑い合っている姿は、思わず微笑されます。

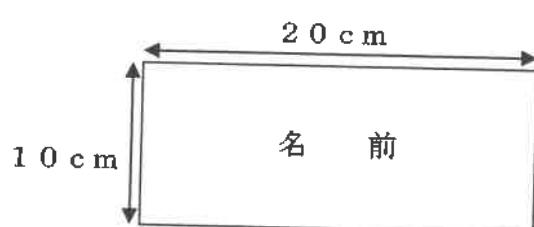
●1日の流れ

時間	保育内容
7：15～	随時登園 受け入れ・視診 自由遊び 保育室・テラス・散歩
11：00	昼食 午睡
15：00	目覚め
15：30	おやつ～自由遊び
18：15	随時降園
～19：15	延長保育

♦用意していただくもの（いちご組）

- ・敷布団カバー（120×73）
- ・タオルケット（5月ごろ～10月ごろ）
- ・ベビー毛布
- ・おねしょマット（防水マット）

※各カバーには、わかりやすいように、下記の大きさの名前を左上につけてください。



重要事項説明

◆ 洋服、身の回りのものについて

- ・持ち物、洋服などすべてのものにお名前を書いてください。
- ・着替え：パンツ、肌着、ズボン、上衣
- ・食事用エプロン…巾着袋(17cm×17cm)に入れてください。
- ・ランドリーバッグ…大きめのものをご用意ください。
- ・外ぐつ、散歩用リュック
- ・コップ（きんちゃく袋）
- ・パジャマ



も も組（2歳児）

周囲の大人との信頼関係のもと、順調に成長の階段をのぼり、言葉がわかるようになって、ますます世界が広がってきた2才児。遊びひとつとっても、単なる好奇心だけでなく意識が芽生え、これを使ってこう遊びたいとか、○○しようという言葉かけを理解して自分で動き始めます。「考える」ことの始まりです。考え、筋道が通り、そうか！とわかることは喜びで、面白くて仕方ありません。なんで？どうして？そうか！と納得する自分を通して、ますますしっかりと「自我」を育っていくのです。

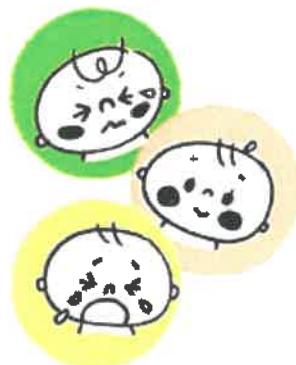
考えはじめたとはいって、まだまだわかりやすい整理づけが必要なこの時期。たとえば、昨日はこうやったのに今日はこう…では、せっかくわかり始めて、次のことを自分で考えて自分でやりたい子どもたちは、訳がわからなくなり考えることをやめてしまいます。そこで、環境としては、同じものがいつも同じ場所にあること、生活の中の動きとしては、同じ手順のくりかえしを保育園では心がけています。たとえば、手を洗うことひとつとっても、タオルのおき場所がいつも違っていたら自分でふけません。

また、石けんも「つけなさい！」、「今日はつけなくていいの！」

とその時によって違えば、ふりまわされてしまいます。

このように、ひとつひとつ、子どもがわかりやすいように整えてあげると、自然に自分で考えて、自分で判断し、自分で動けるようになります。こうして安定した子どもたちの興味は少しづつ自分以外のお友達や環境に向き始めます。

保育室では、一緒に遊んだり、お互いのやりとりも活発になって、まったくもってにぎやかな2才児クラス。お友達とのケンカは日常茶飯事、けれどケンカなどのトラブルは「自分」を知り「他人」を知る大切な機会。自分に主張がある、相手にも主張がある、イヤな思いもする、そのことを知り、どう感情の折り合いをつけていくかを体験することは、とても大切なことです。



重要事項説明

●1日の流れ

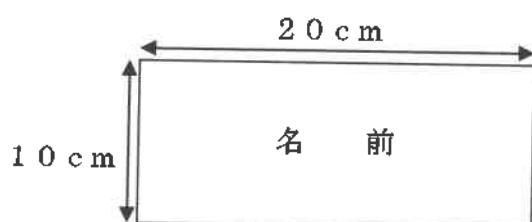
時間	保育内容
7:15～	随時登園 受け入れ・視診 自由遊び 保育室・テラス・散歩
11:30	昼食 午睡
15:00	目覚め
15:30	おやつ～自由遊び
18:15	随時降園
～19:15	延長保育



♦ 用意していただくもの（もも組）

- ・敷布団カバー（120×73）
- ・タオルケット（5月ごろ～10月ごろ）
- ・ベビー毛布
- ・おねしょマット（防水マット）

※各カバーには、わかりやすいように、下記の大きさの名前を左上につけてください。



♦ 洋服、身の回りのものについて

- ・持ち物、洋服などすべてのものにお名前を書いてください。

- ・着替え：パンツ、肌着、ズボン、上衣

※衣服は自分で脱ぎ着のしやすいものをご用意ください。

- ・ランドリーバッグ、
- ・パジャマ
- ・散歩用リュック

●通園カバンをご用意ください。（ご希望により園名入りカバンの購入可能）

【通園カバンに入れるもの】

- ・コップ：毎日洗ってコップ袋(17cm×17cm)に入れてきてください。

重要事項説明

※左記のもの以外は、持たせないようにお願いいたします。

※通園カバンは『自分の物！』と子どもたちに思ってもらいたいので、登降園の際はぜひお子さん自身が肩に下げるよう、またお家でもいつも決まった場所を作つてあげて下さるようお願いいたします。

※普段から「活動しやすい運動靴」などで、登園してください。

●その他

- ・上着は、2学期後半頃に用意していただきます。
- ・体操着を9月頃（運動会前）ご用意いただきます。（希望によりとりまとめ購入可能）



幼児組（ほし組・つき組）—3・4・5歳児—

幼児組になるとたて割りのクラスになり、3・4・5才の違った年齢の子どもが同じクラスで生活をしています。小さい子どもたちは大きいお兄さんお姉さんの姿にあこがれ、また手もとのおぼつかない小さい子たちとの生活の中では、自然に手伝ったり、見守ったり、いたわったりの心が育っていきます。最近では、核家族、少子化によりいろいろなたくさんの人とふれあったり、大勢の兄妹の中でケンカをしたりという体験がとても少なくなっています。

まこと保育園では、いろいろな年齢のいろいろな人がいること
(社会ではごくあたり前で自然なこと!)、
そしてその中で起こるいろいろな出来事も
体験を通して知ってほしいと思っています。

年齢が違えば当然発達段階も違います。

同じ年齢の中で見てもひとりひとりそれぞれ発達段階も違えば興味も違います。

室内にはいろいろな教材が準備されており、子どもたちはそれぞれの興味・関心の段階に合わせ、自由に取り組んでいます。ひとつことを獲得するのにくりかえし挑戦し、上達したり理解していく子どもたちの熱心な姿は自身の「育つ力」を感じさせてくれます。そのように、子どもたちはいろいろな違うものの同士が互いに刺激となり影響を受けあいながら自分たちで育ち合っていき、その姿は、大人がやっきになつて教えようとするときに比べるとたいへん伸びやかで生き生きしています。



環境から自分で体験して自分で学んでいくこと、それが「人間の成長」の本来の姿ではないでしょうか。園での生活が、単なる知識や技術や能力の獲得だけでなく、それら与えられた賜物をトータルして、自分を生きる力、その子自身の大切な土台となるべき『人間力』を育む助けとなれればと願っています。

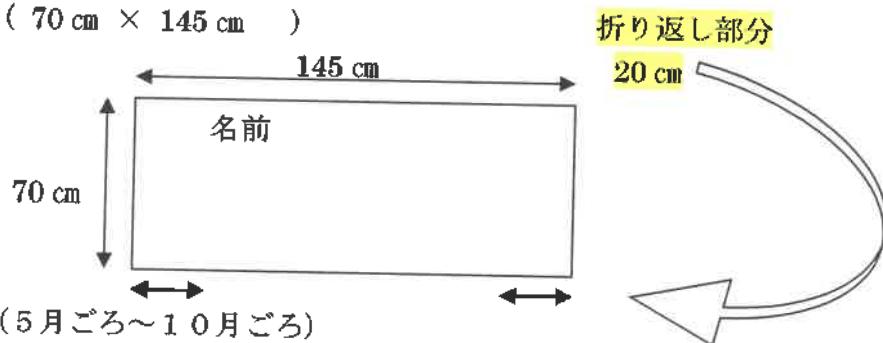
重要事項説明

一日のプログラム

時間	保育内容
7:15～	随時登園 受け入れ・視診
8:30	自由活動
9:00	お集まり、その日の活動 保育室・園庭・ホール・散歩など
11:30	昼食
12:30	着替え・午睡
15:30	目覚め・着替え
16:00	おやつ
～18:15	自由活動 保育室・園庭 随時降園
～19:15	延長保育（手続きが必要です。）

♦ 用意していただくもの（幼児組つき・ほし）

- 敷布団カバー（70cm × 145cm）



- タオルケット（5月ごろ～10月ごろ）

- ベビー毛布

- おねしょマット（防水マット・必要な場合）

※各カバーには、わかりやすいように、下記の大きさの名前を左上につけてください。



♦ 持ち物

重要事項説明

ここでの持ち物とは、園児の私物として通常園に保管して使用するものですが、一部、園でお配りするもの、季節的に使用するもの、家に持ち帰り、またもってくるもの等が含まれています。

	3歳児	4歳児	5歳児	
各自お着替えカゴの中				
・上衣（トレーナーなど）	○	○	○	
・ズボン	○	○	○	
・肌着、Tシャツなど	○	○	○	常時 3組 ほどを、布製のお着替え袋（50cm×50cmていど）に入れてください。
・パンツ	○	○	○	
・ランドリーバッグ	○	○	○	汚れ物用ビニール製袋です。
・パジャマ、パジャマ袋	○	○	○	着替え袋と同様、それぞれ布製の袋（50cm×50cmていど）に入れてください。
・体操着、体操着袋	○	○	○	
※服装についての配慮				
・活動しやすい服装、自分で脱ぎ着しやすい服装をご用意ください。				
・運動靴など、活動しやすい靴で登園してください。 〔サンダル不可〕				
・薄着を心がけています				
通園かばんの中				
・コップ（プラスチック）	○	○	○	毎日洗ってコップ袋に入れてください。
・コップ袋	○	○	○	布製・ひも付き
・歯ブラシ（キャップ無）	×	△	○	年長児のみ。年中は6月頃から
・おしぶり	○	○	○	乾いたままケースに入れてください。
・連絡帳（園配布）	○	△	△	△：希望者のみ
・おはようブック（園配布）	○	○	○	名札とともに後日、園から配布いたします。
※上記のもの以外は、持たせないようお願いいたします。				
※通園カバンは『自分の物』と子どもたちに思ってもらいたいので、登降園の際は自分で肩に下げてくるよう、またお家でもいつも決まった場所を作つてあげて下さるようお願いいたします。				
その他				
・上ばき	○	○	○	

- ◆持ち物には、**必ず名前を付けて**ください。
- ◆コップは持ち手のついているものをご用意ください。
- ◆名札は、毎日必ずつけてください。
- ◆毎週金曜日には、パジャマ、シーツ、体操服、上ばきを持ち帰つてお洗濯をしてください。
- ◆毎日、汚れ物の有無を確かめて、お持ちください。
- ◆朝9:00までの登園にご協力ください。遅れる場合は必ず連絡を入れてください。
- ◆ホワイトボードに一日の活動や配布物を記入しますのでお見逃しのないようお願い致します。
- ◆ご用意頂くもの 通園かばん、体操服（ご希望により、園で取りまとめ購入いただけます）

重要事項説明

2.2 年間行事（予定）

月	行　　事
4月	★入園進級式 イースター礼拝 園外保育
5月	畠遠足(苗植え) ★引渡し訓練 お食事会 ★ファミリーデー ★家庭訪問
6月	園外保育(幼児クッキング) お食事会 歯科検診
7月	畠遠足(年長のみ) プール開き ★まこと夏祭り お食事会 お泊り保育(年長)
8月	
9月	敬老会・お食事会
10月	赤い羽根共同募金 ★まこと大運動会 ★まことバザー 畠遠足(収穫)
11月	幼児祝福式 収穫感謝礼拝 いも煮会
12月	★クリスマス礼拝・祝会
1月	★新年もちつき大会 園外保育 お食事会
2月	園外保育(幼児クッキング) お食事会 訪問会食(年長児) ★保育参観・個人面談
3月	お別れ会 園外保育 お別れ遠足(年長児) ★卒園式

★印は保護者も参加していただく行事です。

- 幼児組は毎週金曜日に幼児礼拝があります。もも組(2歳児)も11月から参加します。
- お食事会：併設の高齢施設や地域のお年寄りと一緒に給食を食べる交流の日
- 卒園式は、卒園児とその父母および在園児(3・4歳児)の子どものみ参加します。
- その他、毎月行うもの…誕生会、身体測定、避難訓練、0歳児検診
- 交通安全指導(年1回)
- 人形劇劇団公演
- 避難訓練(毎月)、施設合同避難訓練(年2回)



重要事項説明

3 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

3.1 保育時間・休園日等

1 保育時間 開園時間（月～土曜日） 午前 7 時 15 分～午後 7 時 15 分

通常保育時間 午前 7 時 15 分～午後 6 時 15 分

延長保育時間 午後 6 時 15 分～午後 7 時 15 分

2 休園日

休日ならびに以下の場合は休園となります。

(1) 休日

日曜日・祝日・年末年始（12月 29 日～1月 3 日）

(2) その他の休園日

- ① 大規模地震の警戒宣言発令時より同宣言が解除されるまで。その他、自然災害等で実質的に開園できないとき。
- ② 重大な伝染病等の発生により、園児に感染・被害が及ぶ恐れがある場合。

3.2 延長保育、超過保育について

お仕事等やむを得ない事情で保育希望時間が 18：15 を超える場合、19：15 までの延長保育が申請できます。延長保育料（月極）は保育料月額の 1 割程度です。

※なお、場合によってはお受けできかねることもあります。

(1) 延長保育は所定の用紙(延長保育申請書)にご記入の上、事務所に申請してください。

(2) 1歳未満児は延長保育の対象外となります。

1歳の誕生日を迎えた次の月から、延長保育が受けられます。

(3) スポット延長、超過保育について

延長保育を申請していない方が、18:15を超えて保育が必要になった場合(スポット延長)、あるいは、急なお仕事、交通遅延その他理由の如何を問わずお迎えが18:15を超えてしまった場合(超過保育)、お迎えの際に超過保育料（1,000 円/1H）を申し受けます。

担当保育士にお支払いください。

お迎えが閉園時間 19:15 以降になった場合は、理由の如何にかかわらず 2,000 円/15 分を申し受けますのでご了承ください。

(4) 週 1 回、月 4 回以上のスポット延長がある場合は、延長保育(月極)をお申し込みください。

(5) 産休・育休にはいられた方は原則として延長保育は受けられませんが、家庭の事情など必要がある場合はこの限りではありませんので、担任にお申し出ください。

(6) 延長保育をやめる場合には「延長保育辞退届」を提出してください。

(*各届け出用紙、辞退届け、申請用紙とも保育園事務室にあります。)

重要事項説明

4 保育料その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

4.1 保育に要する諸費用と納入方法

1 保育料

- 通常保育料：保育料は、各家庭から直接、江東区にお支払いください。
- 延長保育料：延長保育料については、保育園事務所に毎月月初めにお支払い下さい。

2 実費をご負担いただくもの

- スポット延長保育料 1,000円/1H(その都度、担当保育士にお支払い下さい)
- 超過保育料 1,000円/1H(その都度、担当保育士にお支払い下さい)
- 開園時間(7:15～19:15)を過ぎての超過料金 2,000円/15分
- 親子遠足時、園児以外のバス代およびその他(入園料など)の実費(参加申し込みの際)
- 園児以外の給食の実費 400円/1食
- クリスマス礼拝の動画配信(その年の家庭数によって) 2,000円ほど

保育施設の利用の開始及び終了、その他利用に当たっての留意事項

5.1 利用に当たっての注意事項

1 利用に当たっての注意事項

- (1) 入園児童は江東区保育園等入園のしおりに基づき、江東区が決定します。
- (2) 入園にあたっては、市区町村による支給認定証が必要です。
- (3) 入園された後、家庭状況等に変更があった場合や支給認定証の期限が切れる場合には、江東区保育園等入園のしおりに記載のとおり手続きが必要になります。

2 手続きが必要な主な例

次のような変更があった場合、速やかに保育園および保育課入園係までお知らせください。

- (1) 住所、保護者の勤務先(部署異動も)・勤務時間、保険証番号、電話連絡の方法等、家族構成等
※勤務時間の変更に伴って希望保育時間が変わる場合には「保育時間届出書」を再提出してください。
- (2) 入園後に出産し、育児休業を取得する時
- (3) 姓が変わった時
- (4) 退園する時

重要事項説明

6 緊急時等における対応方法・非常災害対策

6.1 保育園の安全対策・危機管理

1 保育園での安全を守るために次の理念を持って対策を講じています。

(1)設備

園舎、固定遊具、その他付属設備等の不備によって園児に怪我や負傷のないように万全の対策を講じます。

(2)運営面

- ①事故にあわないためには、危険を察知する能力や対応力を養うことも大切なので、あまり細かい点についてまで過保護にならないような教育的配慮をしています。
また事故を恐れるあまりに園児の活発な活動を阻害することのないようにという点にも留意して保育しています。
- ②まこと保育園は幹線道路に面しているので、保育者の引率なしに園児が園外に出ることのないよう、ルールを徹底します。また交通安全指導も行います。

(3)外部からの危機管理

昨今、不審者や危険人物による事件などが頻発するようになっています。

「まことファミリー」は、その理念に謳っているように人の成長は、他者とのかかわりの中で育まれるものであり、そこには絶対的な基本的人間信頼の価値観があります。
そのため園舎の造りも「誰でも招かれている」ということの象徴としてオープンになっています。危険を排除するべく門の閉鎖、監視の強化などが望まれることもありますが、オープンである理念を尊重し、いろいろな人と触れ合う機会がたくさんあってこそ「人を見る目」「自分を守る意識・知恵・行動力」が育つものであるという考え方の下、あえて現状での危機管理をすすめています。

具体的には、

- ① お互いに挨拶や声の掛け合いを徹底します。昨今はお互いに無関心になりすぎている社会的な傾向があり、それが犯罪を誘発しやすいことは明らかなので「こんにちは」「どちらへ？」「お困りですか？」などの声を掛け合うことで隣人との関係を作り出したり、そのことにより、顔見知り以外の人の侵入に歯止めをかけたり、犯罪を抑制する働きを持たせます。保護者のみなさまも声の掛け合いにどうぞご協力ください。
- ② 園内要所に「消火器」「さすまた」を設置しています。火事のとき以外にも、非力な女性保育士が不審者に効果的に抵抗できる手段として用いることとしています。
- ③ 警察への通報装置が設置されています。
- ④ 記録としての監視カメラが設置されています。
- ⑤ 不審者対応訓練を実施しています。

重要事項説明

- (4) 消防計画を作成し消防署に届け出ています。
- (5) 毎月1回、火災や地震に備えて、園児と職員で訓練を行います。
その中で、年に一度保護者への「引き渡し訓練」を行っておりますので、必ずご協力いただけますよう、お願ひいたします。また ご家庭でも日ごろから、役割分担など、非常時についても話し合っておいてください。
- (6) 防災設備として自動火災報知機、煙感知器、誘導灯、消火器を備えています。各種施設設備は法定の点検を確実に実施します。

6.2 非常災害時の対応について

- (1) 園では、非常時の連絡手段として保護者連絡アプリや一斉メールなどのツールを使っています。
- (2) 暴風雨、台風警報、大雪および急の事故があった場合、状況に応じて登園停止、あるいは早くお迎えに来ていただくことがあります。
- (3) 突然、大地震が起った場合

園では状況に応じ、園児の安全を確保することに全力を尽くします。

また当園では、都の「帰宅困難者対策条例」に基づき、3日間分の生活備蓄を準備しております。保護者の方は引取りが可能になった時点で、速やかに園にお子さんを引き取りに来てください。

◎避難場所(引渡し場所) ⇔ 園舎

*その後、被害状況に応じて木場公園などの広域避難場所へ移動することも考えられます。その際は連絡アプリ等を利用してお知らせいたします。

*エレベーターは災害時に使用しないで下さい。

※ 警戒宣言発令時の保育

- 保育開始前に発令があった場合・・・・・臨時休園
 - 保育開始後に発令があった場合・・・・・保育中止
- 警戒宣言が発令され、解除された場合
- 午前6時以前に解除された場合 平常保育
 - 午前6時～午前10時に解除された場合 午後より保育
 - 午前10時以降に解除された場合 翌日より保育

(4)火事が起った場合

重要事項説明

園では状況に応じ、園児の安全を確保することに全力を尽くすと同時に、保護者の方に連絡アプリ等でご連絡いたしますので、可能な限り速やかに園にお子さんを引き取りに来てください。

7 虐待の防止のための措置に関する事項

7.1 虐待防止のための措置に関する事項

まこと保育園では、児童福祉施設最低基準第9条の2および9条の3の規定により、虐待などの事態が起こらぬよう職員教育を徹底いたします。

- (1) 殴る、蹴る、体罰等直接園児の身体に侵害を与える行為
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるように求める行為および適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
 - (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること
 - (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為
 - (5) 食事を与えない又は無理に食べさせること
 - (6) 園児の年齢および健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと
 - (7) 亂暴な言葉かけ（怒鳴る等）や園児をけなす言葉を使って心理的苦痛を与えること
 - (8) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること
 - (9) 性的な嫌がらせをすること
 - (10) 当該園児を無視すること
 - (11) 当該園児に嫌がらせをすること
- 2 万一、家庭で園児の虐待が疑われる場合には、園児の保護とともに家族の養育に対する援助を行いながら、関係機関、区市町村と連携を取ります。

8 その他、保育施設の運営に関する重要事項

8.1 入園時にお渡しする書類、ご提出いただく書類など

- 1 「まこと保育園のしおり（重要事項説明書）」 ······ ご家庭に保存
 - 2 投薬について ······ ご家庭に保存
 - 3 保育時間届出書 ······
 - 4 児童票 ······
(児童票・健康状況・既往歴・予防接種の記録)
- } 園に提出【全員】

重要事項説明

- | | | | | | | |
|--------------------------------------|----------------------------------|-------------------------|------------------|--------------|--|--|
| 5 「入園のしおり（重要事項説明書）」確認・同意書 | 6 ホームページ等、広報媒体へのお子様の写真掲載可否お問い合わせ | 7 緊急受診に関する同意書 | 8 アレルギー疾患に関する調査書 | 9 保育所生活管理指導表 | 園でのアレルギー疾患への配慮を希望する方のみ
⇒主治医が記入したものを | 園に提出【全員】 |
| 10 家庭における食物除去の程度（保護者記入用）—アレルギーのある方のみ | 11 延長保育申請書 —延長保育を希望する方のみ | 12 病児・病後児保育利用申請書（希望者のみ） | | | 園に提出 | 園に提出 |
| | | | | | | 園に提出（園から区へ）
希望する方は、事務所に用紙がありますのでそちらに記入の上、ご提出ください。 |

*その他、新学期当初に、書類の他、連絡帳、名札などをお渡しいたします。

8.2 送り迎え・お休みについて

- 朝は**9時まで**の登園にご協力下さい。
- 送り迎えは原則として保護者があたり、担任にひと声かけてください。
- 登降園時、打刻を必ずお願ひいたします。（スポット延長料金は打刻の時刻をもとに請求させていただきます）
- 代理の方に頼む場合は、必ず保護者が代理人の氏名等を直接クラス担任に連絡し、代理人は保護者からの委任状を持ってお迎えに来て下さい。連絡・委任状がない場合には、保護者以外の方にはお引き渡しができません。
- 小学生によるお迎えは、ご遠慮下さい。
- 欠席、遅刻の場合は、理由（家庭の都合、病気、その他）と予定登園時間を、必ず**9時までに**保護者アプリで連絡して下さい。（当日の9時以降はアプリに入力できなくなります）
※連絡なしの欠席は、園から確認のお電話をすることになっていますのでご了承ください。

お電話での連絡先 03(3641)1428

●緊急連絡先

保護者の連絡先はいつも明確にしておいてください。
電話番号の変更があった場合なども速やかにクラス担任に連絡し、
緊急の場合に必ず連絡がつくようご配慮ください。



重要事項説明

8.3 保育園での健康管理

保育園では園医と連携しながら園児の健康管理をしています。入園前には園医による健康診断を受けていただきます。

1 入園後の健康診断等

内科検診	0歳児	月1回
	1~5歳児	年2回
歯科検診	全園児	年2回
身体測定	全園児	月1回

2 感染予防

集団生活の場ですので状況に応じて各種感染予防のための措置(手洗い・マスク・消毒など)を講じています。

3 乳幼児突然死症候群（SIDS）防止策を講じています。

乳幼児突然死症候群（SIDS）とは、それまで元気だった赤ちゃんが事故や窒息ではなく、眠っている間に突然死してしまう病気です。明確な原因は解明されていませんが、1歳未満の乳児期に起きることが多いと言われており、育児環境のなかに発生率を高める因子があることもわかってきています。園では、

- ・赤ちゃんを一人にしない
- ・赤ちゃんの様子を定期的に観察する
- ・枕は使わない
- ・布団の周囲に危険なものを置かない
- ・入眠時5分毎（さくらんぼ組）、10分毎（いちご・もも組）の呼吸、体勢チェックを実施（記録）しています。

4 アレルギー疾患への対応

お子様がアレルギー疾患により、特に配慮や管理が必要で、保育園での配慮・対応を希望される場合は、職員にお申し出下さい。

8.4 病気・ケガについて

1 ケガ

子どもの生活、遊びの中にはケガはつきものです。小さなケガを体験しながら、大きなケガを防ぐ力をつけて成長していきます。

重要事項説明

- まこと保育園では、保育中にケガをした場合、消毒等しかるべき処置をいたしますが、程度によって医師の診察が必要と判断した場合、次の指定医等に受診いたします。

・内科	清澄白河こどもクリニック（三好）
・外科・整形外科	魚住整形外科（福住）、門前仲町クリニック（富岡）
・眼科	清水眼科（富岡）
・耳鼻咽喉科	門前仲町耳鼻科（門前仲町）
・皮膚科	尾関医院（門前仲町）
・歯科	小林デンタルクリニック（森下）、たかだ歯科医院（平野）

※緊急受診の際には、治療費の支払いに乳幼児医療証のご使用をお願いしています。

園医 「清澄白河こどもクリニック」（名越 廉 院長）

TEL 03-5602-9119

江東区三好 3-1-3



園歯科医 「小林デンタルクリニック」（小林勇太 院長）

TEL 03-3635-4188

江東区森下 5-12-11 リバーハイツ 2F

2 病気

- 登園前は、次のことに注意してお連れ下さい。

- ・機嫌の良し悪し・発疹の有無
- ・食欲の有無
- ・便の状態
- ・朝の体温（乳児は登園の際、必ず計ってください）

- 病後、あるいは具合の悪そうなときには、担任にお伝え下さい。

- 登園後、発熱し37.8度を越えたとき、お子さんの様子によってご連絡を差し上げます。
場合によっては、お迎えをお願いすることがあります。

〈 登園をひかえていただくとき 〉

感染症（付録参照）と診断された場合は学校保健法に基づき、お休みしていただきます。
病気の種類によっては多くの子どもたちに感染します。治癒後、登園する場合は、医師に登園の可否をお尋ね下さい。病気によっては医師の「意見書」（区内医師会会員医療機関では

重要事項説明

無料で書いてもらえます。)が必要です。「意見書」はこの「しおり」に添付されていますので、切り取り又はコピーしてご利用下さい。また事務所に備え付けてありますので必要な時はお申し出下さい。

また、園児の欠席状況・健康状態に関する情報は専用の連絡板にて玄関に掲示いたします。

〈保育園での薬の取り扱い〉

保育園は、健康な子どもを保育するのが前提なので、薬は原則としてお預かりをいたしません。健康に支障が見られるときには早めに受診して下さい。薬の服用が必要なほど体調が悪い時は自宅で静養をさせて下さい。

なお、慢性疾患他やむをえない場合のみ、医師による「薬剤情報書」と、保護者による「くすり連絡票」を提出いただき、お受けする場合もあります。くすり連絡票は担任保育士にお申し出下さい。詳細については「投薬についてのお願い」をご参照いただき、必ず1回位分に分けてお預けください。

8.5 給食

健康な心と身体づくりは、子どもの健やかな成長には欠かせません。

最近は忙しい現代人に便利なモノが、いろいろとたくさん出回っていますが、食物は心と体をつくる基礎であり、免疫力やアレルギーにも影響する重要なものです。子どもたちには、なるべく本当に大切なものの、おいしいものを提供したいと心がけています。

また食事は、ただ単に栄養を取り入れるというだけではありません。大好きなお家人やお友達みんなと食べる食事は、喜び、安心など心を豊かにしてくれます。楽しく、何でも食べて、丈夫な心と身体が育つよう、まこと保育園では次のことを配慮しています。

1 献立づくりに際しては

- ・江東区の献立を基本に、当園独自のアレンジで日替わり献立を作成しています。
- ・おいしく、美しく、季節に合った、バラエティーに富んだものを心がけています。
- ・栄養及び量のバランスを考慮して作成しています。
- ・米食を基本とっています。
- ・離乳食は、個々の月齢に合わせて献立を調整しています。またアレルギーを起こしやすい食材の卵については離乳食の進み具合によってご相談しながら、また牛乳は1歳児クラスになってから提供するようにしています。
- ・おやつは手作りメニューを心がけています。
- ・健康の基本となる「噛む」体験を重視しています。

重要事項説明

2 本物の味、感覚を知ってもらいたいので

- ・食器は陶器のものを使用しています。
- ・素材の味を生かすよう、また味覚を育てるよう、薄味にしています。
- ・みそ、しょうゆ、砂糖などの調味料は無添加のものを使っています。
- ・みそ汁は煮干しを使って「だし」を取っています。

3 現代の食生活でとりにくい栄養や、不足しがちな栄養を補助しています。

- ・カルシウム增强のため、お料理にスキムミルクを使っています。
(シチュー、カレー、クッキー、など)
- ・食物繊維を多く含む食品(豆類・麦など)を多く献立に取り入れています。
- ・ごはんは、胚芽米・麦飯も提供しています。(ビタミンB1)
- ・肝油ドロップを週5日、幼児クラスの園児に供しています。(ビタミンA、ビタミンD)

4 ミルク・離乳食について

- ・ミルクは園で用意します。
- ・冷凍母乳のご希望などもご相談に応じます。
- ・月齢を考慮しながら、個々に応じて離乳食を開始していきます。

5 除去食について

食物アレルギーのお子様には除去食の対応をしていきます。

「保育所生活管理指導表」を医師に記入してもらい、ご提出ください。入園時に保育士と栄養士と保護者の方との相談の上、進めています。宗教上の食事制限にも対応します。

6 補食(延長食)について

延長保育対象のお子様には18時20分頃に補食を提供します。

7 献立表について

献立表、離乳食献立表については毎月末に配布します。

サンプルケースにその日の給食を展示しますので献立表と共に是非ご覧ください。

8.6 個人情報の保護

まこと保育園では、「社会福祉法人 聖教主福祉会 個人情報保護規定」に基づいて個人情報の取り扱いには細心の注意を払います。個人情報の取り扱いにあたっては利用目的を特定して予め保護者の同意を得、利用目的を変更する時はあらためて保護者の同意を得てから行います。なお、当園の「個人情報保護指針」は園内掲示板に掲示しております。



重要事項説明

8.7 ご意見・ご要望・苦情対応窓口の設置

まこと保育園では、ご家庭や地域の皆様からのご意見、ご要望苦情・ご不満等（以下「要望等」とします）を解決するための仕組みに関する規則を経営主体である社会福祉法人 聖救主福祉会全体で設けています。よりよい保育園づくりをご家庭や地域の皆様と一緒に進めていくためにご活用ください。

*何かご意見、ご希望、ご心配等がありましたら、お気軽に担任にお問い合わせください。
またメール等でもお受けしております。

メールアドレス yamamachi@ark.ocn.ne.jp

なお、いただきましたご意見等に対する回答は、直接または必要に応じて園内2ヶ所の掲示板等での皆さまへの周知をさせていただきます。

保育園の要望等解決責任者や受付担当者、第三者委員などは次のようになっています。

- 1 まこと保育園 相談・苦情受付窓口：苦情の当該部署（クラス）職員
- 2 要望等解決責任者 園長
- 3 要望等受付責任者 主任保育士
- 4 第三者委員会委員

（苦情対応のための第三者機関について）

まこと保育園では、ご利用の皆さまの立場にたった公正な解決を図るため、苦情対応のための委員会を第三者に委嘱しています。社会福祉法人 聖救主福祉会が経営または受託する施設の地域に在住する有識者の方々や理事の有識者で構成されています。

委員会の構成員

民生委員 久保寺靖彦 社会福祉士 幸坂ひとみ



〈参考付録〉

【法令(学校保健法)による、おもな学校感染症一覧】(R5.5改定)

★保護者の皆さまへ

下の一覧表にあげた病気は学校伝染病といわれ、たとえ軽症でも登園停止とされています。
かかってしまったら園に届けを出し、医師の判断に従って療養してください。

なお **■** 色の病気は、登園許可の医師の「意見書」が必要な病気です。

種別	病名	潜伏期間・感染経路	症状	登園停止期間
第一種 感染症法	●一類感染症……エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、ジフテリア、痘瘡 ●二類感染症……ジフテリア、結核、ポリオ、鳥インフルエンザ、重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルス)、 ●三類感染症……コレラ、赤痢、腸チフス、パラチフス ●新型インフルエンザ等新感染症			完全に治癒し、伝染の恐れがなくなるまで登園停止
第二種	新型コロナウイルス(COVID-19)	3~7日 飛沫・接触	高熱、悪寒、咽頭痛、関節痛、呼吸器の炎症症状など、全身症状を伴う。	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで(早見表参照)
	麻疹(はしか)	10~12日 飛沫・接触	発熱とともに、咳、くしゃみ、鼻汁、目やに、粘膜の充血がある。熱が下がり、再び上昇してくると、発疹があらわれる。ほほの内側に白い斑点(コブリック斑)が見られる。	発疹に伴う発熱が解熱した3日を経過するまで
	風疹(三日はしか)	14~21日 飛沫・接触	発熱とともに、発疹が現れ3~4日で消える。耳、首の後のリンパ腺が腫れる。	発疹に伴う発熱が解熱した3日を経過するまで
	水痘(水ぼうそう)	10~20日 飛沫・接触	発熱とともに、発疹が水泡となり、全身に広がる。頭にも出るのが特徴、治ってくるとかさぶたになる。	全ての発疹が痂皮化するまで※無理にかさぶたをとらない。
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	14~24日 飛沫・接触	発熱、食欲不振、耳下腺が腫れ、痛みがある。	耳下腺・頸下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	インフルエンザ	1~3日 飛沫・接触	全身症状を伴う重い風邪。高熱、悪寒、頭痛、筋肉痛、関節痛、倦怠感、咳、のどの痛み、目の充血がある。	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで(早見表参照)
	百日咳	6~15日 飛沫・接触	熱は殆どなく、夜間に咳をするのが特徴である。咳は、ひとつ出始めると激しいレ属性、発作性の咳になる。乳児では無呼吸になることがある。	特有な咳が消失するまで、または5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	5~7日 飛沫・接触	急に高熱が出る。咽頭炎、目の充血がひどい。	主要症状が消失した後、2日を経過するまで
	結核	飛沫・空気感染 ツベルクリン反応陽性は初感染から2~12週間後、平均3~4週間後に現れる	初感染から1~6ヶ月後に発熱、成長遅延、体重減少、咳、悪寒がある。	病状により感染のおそれがないと診断されるまで

種別	病名	潜伏期間・感染経路	症状	登園停止期間
第三種	腸管出血性大腸菌感染症(O-157)	3~8日・経口	水様性下痢、激しい腹痛、血便、血尿、蛋白尿	
	流行性角結膜炎(はやり目)	7日以上・接触	なみだ目、目の腫れ・充血、瞼のような目やにが出る。	
	溶連菌感染症	2~4日・飛沫	発熱、食欲不振、耳下腺が腫れ、痛みがある。頭痛、咽頭痛があり、その後、細かい発疹が現れる。いちご舌、口角炎があり、発疹の後、皮膚がむける。	
	A型ウイルス肝炎	28~49日・経口	発熱、倦怠感、食欲不振、吐き気。黄疸はまれである。	
	手足口病	2~7日・飛沫	手のひら、足のうら、口の中、ひざ、ひじ、お尻などに横円形や紅斑や水泡ができる。	病状により、医師において感染の恐れがないと認めるまで、出席停止措置の可能性がある。
	ヘルパンギーナ	2~7日・経口	急に発熱し、口腔内・のどが赤く、水泡ができる。不機嫌、食欲不振。	
	伝染性紅斑(りんご病)	4~14日・飛沫	両頬に蝶が羽を広げたような紅斑と熱感がある。上肢・下肢にレース状、網目状の発疹が出ることもある。	
	マイコプラズマ肺炎	14~21日・飛沫	発熱から発症し、数日後から咳が始まる。鼻水は見られない。	
	流行性嘔吐・下痢症(ロタ・ノロウイルス等)	2~4日・経口	嘔吐・水様の下痢に発熱を伴い、気道症状も現れる。	
	伝染性膿痂疹(とびひ)	1~10日・接触	虫さされ、湿疹などを搔き壊し広がる。紅斑に水泡を伴って、急速に広がる。	(備考) 膿がつかないように患部を覆う。爪を短くし、搔かない
	伝染性軟膿症(水いぼ)	接触	点状から米粒大までのかゆみを伴う小さなイボで、中央にへそがある。このへその中にウイルスが入っており、搔き壊し接触することで感染していく。	(備考) 抗体ができれば再燃は少ない。

* 第2種の出席停止期間の基準は、感染症ごとに個別に定められている。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

インフルエンザ出席停止期間早見表

例	発症日	発症後 5 日間（出席停止期間）								発症後 5 日を経過
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
発症後 1日に解熱した場合		解熱	1日目	2日目						
発症後 2日に解熱した場合			解熱	1日目	2日目					
発症後 3日に解熱した場合				解熱	1日目	2日目				
発症後 4日に解熱した場合					解熱	1日目	2日目			
発症後 5日に解熱した場合						解熱	1日目	2日目		

発症後 5 日・解熱後 2 日経過するまで登校は不可(どんなに早く熱が下がったとしても、最低、発症した後 5 日は出席停止となる)

発症日は、医師にご確認ください。

新型コロナウィルス感染症出席停止期間早見表

例	発症日	発症後 5 日間（出席停止期間）								発症後 5 日を経過
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
発症後 1日に軽快した場合			軽快	1日目						
発症後 2日に軽快した場合				軽快	1日目					
発症後 3日に軽快した場合					軽快	1日目				
発症後 4日に軽快した場合						軽快	1日目			
発症後 5日に軽快した場合							軽快	1日目		

発症後 5 日かつ、症状軽快後 1 日経過するまで登校は不可(どんなに早く熱が下がったとしても、最低、発症した後 5 日は出席停止となる)

また、発症から 10 日を経過するまではマスク着用をご協力ください。

発症日は、医師にご確認ください。

